

1 日 時 平成29年6月23日（金） 午後7時00分～午後9時30分

2 場 所 西成区役所 4階 4-8会議室

3 出席者

（有識者4名）

福原大阪市立大学大学院経済学研究科教授

寺川近畿大学建築学部建築学科准教授

ありむら釜ヶ崎のまち再生フォーラム事務局長

織田釜ヶ崎のまち再生フォーラム代表理事

（行政機関15名）

大阪労働局 大谷会計課長補佐、宮田職業対策課長補佐、ほか2名

大阪府商工労働部雇用推進室労政課 地村参事、中村課長補佐、ほか5名

西成区役所事業調整課 室田課長代理、狩谷係長、ほか2名

（地域メンバー12名）

松繁釜ヶ崎資料センター

山田大阪府簡易宿所生活衛生同業組合理事長

西口大阪国際ゲストハウス地域創出委員会

山田NPO法人釜ヶ崎支援機構理事長

山田社会福祉法人大阪自彊館第二事業部長

山田NPO法人サポータィブハウス連絡協議会代表理事

佐藤公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

吉岡釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

野崎全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会代表

稲垣釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長

4 議 題

・本移転施設の機能について

「多様な求職者（若者、女性）ニーズへの対応」の検討

・意見交換

・報告事項

仮移転施設用地整地工事について

5 議事内容

（1）開会

○ ただ今より第20回労働施設検討会議を始めさせていただきます。本日はお忙しい中夜間にお集まりいただきまことにありがとうございます。

→ あのね、この状況では私気が弱いので冷静に議論できないと思うわ。今回は流会にしたら。

→ できひんよ、そんなもん。

○ いかかでしょう。委員のご発言も当然かなと思いますが、どうさせていただきますよう。

→ 彼ら帰らないよ。

→ 僕はせっかく時間を割いて来てるから大事な話をしたいとは思うんです。もし流会するなら流会する理由をはっきりして対処しないと納得できない。何か原因あるならその原因に対してどうするんやっていう話をしたうえであればまだ分かる。気分の問題じゃない。

→ でもこんな状態で進めるんかな。

○ 外の声は傍聴させろという要請ですが、この会議自体は傍聴を認めさせていただいていない、これまでの会議の中でもありましたが、そういう設えになっておりますので、外の方にご納得いただくか、あるいは庁舎管理の中で外の方を退場していただく以外には、声の方を静めていただく方法はないのかなと事務局では考えております。もう少し静かにしていただければ、せっかくお集まりいただきましたので、ご議論いただきたいという思いもございしますが、確かにこの喧騒の中できちんとしたご意見がいただけるかということには不安を感じております。

→ 14日の日にあなたは工事が始まっていることを言わなかった。

○ その件につきましても1月、それから3月から4月早々に始める事は申しております。

→ 知らないよ。

→ その件に関しては、委員もこの会議に参加していればどういう流れできてるかは分かると思います。それが反対の意見であっても。

→ まったく分からない。

→ そうですか、わたしは分かっています。

→ 私は分かってない。私が分かったのは4月27日です。

○ それは違うと思います。聞いてないだけです

→ 建設会社のあれを見てからです。いつ10日から始めるっておっしゃった。

○ 4月の早々に始めますよって、ずっと言ってきました。

○ 3月の会議のときも冒頭も申し上げております。もちろん予算もどういう状況かということも議会の方の状況も含めて4月早々から始めるとお伝えしたところです。

○ 日付を言うてないというのは業者との関係もあるので、また予算との関係もあるのであとになったかもしれない。ただ3月末の段階で4月早々に始めるという周知されていたことを、知らなかったと言うことはちょっとここの委員として資格を疑われると思いますよ。

→ ここの委員がどうかじゃない。

○ ここの委員の仲間じゃないですか。

→ センターを壊すってことの当事者が文句言っている。

○ だれも当事者はいてません。

→ これはいずれにしても対処しないと。

○ だからこの間、説明会もしている。

→ 僕は賛成しないけれど、ここが非公開ということであれば、彼らと意見を調整しないと。ここでなければ前回やったような会を継続するか。彼らに意見を言うて意見を聞いて

てもらおう場を、ここと一緒にするか分けるかということをね。

- 先日も6月6日に1時間20分ほど府庁の中でもご意見をじっくり聴かしてもらいました。20日にご要望いただいた内容についても文書で回答させていただきました。
 - 次の話し合いをしてくれということだ。
 - ここと分離して他で意見を聞く場を設けるなら設けるでやって欲しいわけ。
- もうやらせてもらいました。
 - ここと分離するなら分離して、もし出来ないなら誰か代表でも傍聴させるより仕方ない。だからそれはそれで、この中でちゃんと仕切りしとかなないと。
- 別枠でもうご回答させていただきましたので。
 - また話するとおっしゃってたじゃないの。この間府庁に行ったときに。
- どの分ですか。
 - センターでの話し。
- 要望書にお書きいただいた内容については、ちゃんと区役所さんにもお声掛けもしておりますし、次回また改めて報告会されるというふうに第7回まちづくり会議の終わりにも区役所さんの方からご報告あったと思います。やらないと誰もおっしゃってなくて、また改めてご案内しますとおっしゃってたと思いますけれども。委員がご要望されてた件とぴったり一致するんじゃないかと思うんです。
 - 早急にやってくださいと言ったやないですか。
 - 分離が出来るんやったら今日はちゃんとやるべきだと思う。
- もう分離はさせていただきましたんで。ただ今回騒いでおられる中でのご議論は難しいなと思いますけれども、これについて何かご意見はございましたらどうぞ。
 - 委員も継続してやるんやったらいいよね。分離してやるんやったらせつかく集まったんやからやった方がいいん違うというお言葉で、皆さんがそういう風に得心するんやったら、そういう合意の下にこのまま続けてもらえたらと思うけど。
- お忙しいところお集まりいただいたんでご意見いただきたいですけど、これで意見が出せるかという、確かにちょっと。
 - これは続くと思う。今回パスしたから次回こういうことがなくなるかという保障はないわけだから。これはこれでやって、向こうは向こうで彼らが納得する方法で行政が説明する場を設ければいいのでは。
- 1時間20分に渡ってご説明しました。
 - 何回もやらないとあんかでしょ。役所の責任で。ここと分離する形でできればベターなんじゃないですか。
- もちろんそれでいいと思っている。
 - おっしゃるように毎回やってもいいねん。私にもぎやかで結構かなと思うけど、どっかの時点で庁舎管理や警察やなんやって出てきたら話しできないんじゃないか。
 - でもそれは役所が決めることじゃない。
 - 私としてはどこが決めようと目の前で嫌やと思うから、引かせるものなら引かして、分離してやることで、ちゃんとやる方がいいんじゃないかと思っている。
 - 私の意志じゃないですよ。彼ら独自の意思で来られてるんですよ。
 - あなたの意思じゃないの。全然別腹か。
 - そうですよ。
 - ああそうか。それは全然誤解してたな。
 - 何言ってんですか。
- 下で一緒にビラ撒きしてたんちゃいますの。

→ ビラ撒いたら何であかんの。

○ あかんなんて言ってません。一緒に撒いたんちゃうのって言うだけです。

→ でも考え方は違いますよ。

○ そうなんですか。分かりました。

→ 色々な考え方があるけどセンターつぶすないということでは一致してる。それだけ言うとかわ。考え方は違うよ。あんまり強引な進め方したら反発が出てくると思いますわ。

→ どっちが強引かな。

○ すいませんが、やらしていただくことにいたします。

→ 今日のことに限らず、私たちの方からも、もっと会議をオープンにして欲しいということは、常々言っているつもりです。その一つとしてセンターでの報告があった訳ですけども、主催者側、行政側からの情報の周知ももちろん必要だし、我々こうやって会議に代表して参加しているんだから、参加している委員一人ひとりが地域に持ち帰って報告したり説明するのが責任だと思ってます。ただ両方が上手くいってるか、どうかというのは、上手くいっていないからこういう風になっていると思います。今日こうやって来られている方いるけど、こられていない方も含めまだまだ地域には不信感や情報が分からんわと言う人は大勢います。そういう中でどうやって情報をちゃんと地域に伝えていくかという努力が足りないとは思っています。その辺は、私らは私らなりに主催者側、行政側は行政なりに何ができるのかということをもっと努力しないといけないと言わしていただきます。その一つとして会議の傍聴というのがあり得るのかどうか。今日みたいなことがあったら、余計に傍聴は怖いなという話になるんですよ。

→ それは阻止するから。黙って入らせれば、黙って静かにしてはりますよ。

→ これをちゃんと地域に開かれた会議にするための努力をどこまでするかというのは、以前のまちづくり検討会議、最初の萩小でやったのは理想的だったと思っている。非常に苦勞をして、時間を掛けて面倒くさいことをしたけれども、あそこで進んだものがあると思うんです。それが検討会議からまちづくり会議に代わったときに、すべて傍聴が不可となった時点から不信感を強めたと私は思っています。その分、どうやってちゃんと説明するのか、そう意見を聞くのかという努力が足りないじゃないかと思えます。

→ エレベーターだって点検中を貼ってて、こっちからしかいか行けへんわけや。これは点検でもなんでもなくわざとやったと思っている。

→ そういう問題じゃないと思う。

→ 当初はセンターが地震で危ないよという話で、1000年に1回か1,000年に1回かあるかも分からんけど、危ないからセンターを建替えようねということでは、みんな一致してたんじゃない。

→ 耐震工事してくださいと言っている。あれはあのまま残してください。

→ 耐震工事してくださいと言ったのか。耐震工事もしないで、あのままってことあるん。耐震工事するという案は早い段階でなくなったんだよな。その経緯をひっくり返すというのは、有りなのか、無しなのか。

→ 納得してないよ。

→ 納得してないって、みんな納得したんじゃないの。

→ みんなじゃないよ。

○ 大多数の皆さんのお声で南海電鉄高架下に仮移転をする。ただ前提として、今あるところに戻ってくるということを条件に安全確保するために、まずは仮移転しましょうということは合意いただきました。

→ それは決まりごとで、萩小のワーワーの中でも決まったんじゃないの。

- ガード下に何で決めたか全然分からんわ、私。
- 全然分からんってことはないでしょう。あんたも会議に出てたんちゃうん。
- あるでしょう。もっと静かになる土地が空いてる。
- そんなことってたら世の中の手続きが進まない。そのとき地震が起きたらあなたどうするの。そういう話を前々からして早くしようねと言ってきた。
- 耐震工事してくださいって言うてるがな。してないやん。何で俺の責任やねん。
- 今となっては移る方が早い。だからどこかでルールで決まったことはその線で行きますねんでそれにあくまでも反対するんは、そら民主社会やから自由やけれども、会議としてはそれまで戻すことは出来ませんというのは確認しとこう。
- 今おっしゃっていただいたとおり、昨年7月26日に現センターの耐震化あるいは仮移転、内部でのローリングでの仮移転などを皆様方にご検討いただいて、まずは安心安全の確保ためには仮移転やむなしということで、仮移転先は南海電鉄高架下ということの一部のご反対の方おられましたけれども、大多数の賛成のご意見を得て、まちづくり会議の中でご報告して、ご承認いただいたということになっておりますので、それ以降、仮移転の速やかな実施が図れるよう、この会議の中で皆さん方にご意見を頂きながら一刻も早く仮移転を進めるということで再度確認させていただきました。
- 何であんな条件の悪いガード下になったん。
- それはもうご説明を前にさせていただきました。
- してないよ。なんでですん。
- 場所がございません。7つほどの仮移転先をそれぞれ皆さん方にもお示ししましたが、現行のセンターの業務をできる限り損なうことなく、エリアの近くで、利用者の方にも分かっていたかのように何とか仮移転先を探したと、それについても報告させていただきました。ですので、分かってないおっしゃることについては、これ以上の説明をさせていただくことは難しいです。
- 分からないです。あなたがおっしゃったことも分からない。僕は何であんな音のするところ、それからもう一つ言わせてもろたら柱がクラックいって、梁なんかコンクリ落ちてますわ。見られた。
- その件につきましても、以前南海電鉄及び国土交通省の方にも確認をした現時点での耐震化方策の進め方の説明も委員にもさせていただきました。
- 壁が落ちて初めて分かったん違うの。
- 違います。
- 前から知ってたん。あの割れてるの。
- 割れてるところを私どものところにあるかどうかというのをおっしゃってるんですか。どこをおっしゃってるんですか。
- 南海のガード下、今工事してるそこ。ガード下。クラックがたってコンクリ落ちてますよ。知らないとは言わせないよ。あなた見てきたっておっしゃったじゃない。
- どこですか。南海電鉄の方で対処される話ですので。
- 事業進めるあなた達に責任ないの。
- もちろんあります。
- あるやろ、こんな危ないところ。
- 安全性の確保につきましても、前にご説明させていただきましたのでご理解いただきたいです。
- 見てください。コンクリが割れて落ちてますわ。見てないでしょ。あなた多分これ。
- どこでしょうか。

- 今工事してるガード下の柱です。
- 外壁を取っているところですか。
- 新今宮の駅よりの西側。
- また確認させていただきます。
- 仮移転先として決めてることや。はっきり言ったら。
- 南海電鉄の方に確認させていただきます。
- さびが出てしかも割れてて。
- また場所の詳細を教えてくださいと思います。
- 大阪府は独自で調査しなさいよ。南海電鉄の言いなりになってるんじゃないよ。
- 安全確保に向けて精一杯頑張らせていただきますので、また委員の方からここがおかしいというところがありましたら、逐一情報いただきましたら伝えます。
- 他にもクラックいってるところあるよ。一箇所ちゃうよ。本当に安全なんですかここ。
- 安全ということをお聞きして事業を進めておりますのでご理解ください。
- 何がこんなんが安全ですか。まあいいけどね。それは納得したことちゃうで。
- ご了承いただいたということではないというのは理解していますので、またここがおかしいというところがありましたら、日々お顔も拝見してますのでその時にでも教えていただければ幸いです。
- 柱のところ全部クラックいってますわ。何がここが安心安全や。
- 時間が30分ほど遅れておりますけれども、根本的には解決方策は出ておりませんが、お集まりをいただいておりますので、貴重な時間頂戴して本日も会議を進めさせていただきます。皆さま方すみませんがご協力の程よろしくお願いいたします。

(2) 挨拶

- 冒頭からお騒がしております。事務局としての会議運営の不行き届きにつきまして、まず、お詫び申し上げます。委員の皆様方から多大なるご意見いただきました内容を真摯に受け止めまして、前向きな忌憚のないご意見をいただけるよう精一杯頑張っておりますので、よろしくお願ひ致します。冒頭、申し訳ございませんでした。
- 本日は主な議題として、本移転施設の機能についてということで、多様な求職者、特に若者、女性等へのニーズへの対応検討ということを今日から始めたいということです。前回少しここに関連した議論を後半させていただきましたが、今日これをメインに上げていただきたいということです。また、意見交換踏まえて報告事項として仮移転施設用地整地工事についてご説明をいただこうと思っております。

(3) 前回会議（第19回労働施設検討会議）の振り返り

- 資料に前回の第19回労働施設検討会議の振り返りがあると思いますが、それを簡単に説明しながら前回の議論をもう一度皆さんの記憶に蘇らせていただきたいと思います。特に今日の議論に関係する内容を中心に進めていきたいと思っております。冒頭に本移転施設の機能についてということで、いくつかやってきましたが、その内の3つめとして多様な相談機能の充実、これを労働福祉センター並びに労働局でしっかりと担っていくというご説明をいただきました。これに対していくつかご質問をいただいたところです。特にハローワーク、あいりん職安等の機能に係る質問いただきました。あいりん職安で日雇いの求人があった場合、他の職安の端末でその情報が探せるような仕組みシステムがあるのか。あいりん職安が2月に仕事があったという紹介がありました。ここは割愛します。ナビゲーター等々の配置についての質問、常用就職というものが、こ

の間あいりん職安によって推進されてきたのか、7件就職が決まったという回答がありました。もう少し説明をいただこうと思っています。ノートパソコンをネットにつなげば他の職安と同じようにあいりん職安でいろんな求人、日雇労働についてのマッチングが出来るのかという質問があったのでご回答いただこうと思っています。あいりん職安の機能に係る部分についていただいた質問について、労働局から回答いただくというように考えております。ひとまず相談機能については、それほど多くの質問はいただかなかつたため、少し時間が残りましたので、今日のテーマである女性若者の求職者のためのニーズについて、フリーで議論させていただきました。本移転の施設について、シェアできるような施設になるのか検討しないのかという質問をいただきました。ここだけで決めるわけには行かないので、柔軟にテーマ設定をしながら検討していく必要があるということでした。センターとして6月から来年にかけての議論ですけれども本移転後の機能について議論していきたいということでした。地域のこれまでの取組みだけでは新しいものが見えてこないの、他の地域の先進事例等々を学ぶような機会をつくる必要があるだろうと回答させていただいたところです。別のハローワークでは既に女性並びに若者の就職支援をしているというご説明もいただいたと思います。大阪以外で面白い支援、就職だけでなく生活支援、居場所支援という取組みで広島市が行っている「協働労働」プラットフォーム事業等々といったものもあるよという紹介をさせていただきました。行政も特掃等々のように支援していただく必要があるわけですが、町の中でお金を回していくような仕組みを併せて考えていく必要があるだろうと話しをさせていただきました。～以下省略～

(4) 第20回労働施設検討会議の主な議事の内容

- 今日は多様な求職者、若者、女性のニーズに対する検討ということで自由にご意見をいただきたいと思っています。大阪府、労働局から資料もありますので質問いただければと思います。労働局から説明いただきたいが、質問された方がいらっしやらないので先に大阪府並びにハローワークの方のチラシについて説明いただきたいと思っています。
- 本日、若者、女性支援ということで若者、女性に限ったことではないですが現時点で大阪府の方で対応させていただけます事業のパンフレット、特にトピックスのあるものをご用意しました。これについてのご意見さまざまあるかと思いますが。
- 座長、警察官帰らせてよ、みんな静かになってるのに。警察に守られての会議なんておかしいよ。20人ぐらい来てるよ、帰らせよ。警察官帰らせてよ、みんな静かに座ってるのに。異常や、ちょっと見てみ。こんな異常な状態の話し合いおかしい。警察官帰ってもうて。
- 会議場の中のことは中々難しいのでご勘弁いただきたい。
- こんな警察官に守られての会議なんておかしい。
- 続いて労働局の取組みもありますのでよろしくをお願いします。
- その他、就職を希望するすべての女性、子育てしながら就職を希望する方に限定した求人情報の提供、就労相談をしている施設としましては難波に大阪マザーズハローワークというところがございます。併せまして堺東の方にも堺のマザーズハローワークがあるということがございます。仕事であるとか子育ての両立に理解のある企業の求人なんかを積極的に情報提供させていただいたり、キッズルームなどを完備しておりまして、子供さんを遊ばせながらゆっくりとお仕事を探していただいたり、相談していただいたりする施設になっております。こちらの方でもセミナーを実施しておりまして、託児付きセミナーということで子供さんを連れて来ていただいても、その間は託児員が見てい

ただサービスも併せて行っております。また西成区役所の方の中に生活保護受給者等を対象に窓口利用者の支援ということで窓口横に3つのブースを設けて対応をしているという施設もございます。西成区につきましては職業紹介機関をご利用いただくのには非常に利便性のよい立地環境にございまして、また今日議題となっております若者、女性を対象にした専門的なハローワークも他の地域に比べますと、非常に近郊にあるというところがございますのでご理解いただきまして、最寄りのハローワークをご活用していただければと思います。私の方からの説明は以上でございます。

→ 日雇い労働者の雇用はどないなってるの。

○ 委員への回答の話は後でやりますが。

→ どうでもいいとは思わんけどやで。

○ 大阪府、労働局からあいりん地域ではないですけども、周辺ないし難波あるいは天満の方でいろんな取組みをされているというご紹介をいただきました。その内容をもう少しお聞きしたいということであればお出しいただきたいというのと、それをどういう風に活用するのかというのを含めていろいろ意見を出していただければと思います。

→ 個人的に大阪府のサポステやルシアスの方も行ったことがあります。残念ながら若者じゃないので相談はしなかったですが様子は知ってます。たまたま行ったときに悪かったのか、そんなに大勢ワッサワッサいる状況ではなかったんですけども、一つは利用の実態とか相談がどれくらいの規模、どれくらいの人たちがその場に来やって、それがどういう風に有効に仕事とかにつながっているのか一つ知りたいなというのと、この話しは、ここでされるというのは、これからの労度施設に新しいものを組み込んで行こうという関係で出てきたんだと思うんですけどね。私は今の時代に若者が釜に来た時に。

○ すみません。外はああいう状態なんですけど、会議やっていただいて終わったら、混乱が起きてもおきませんので、こちらの方から出ていただくということでお願いします。

→ 警察は来てるんですか。

→ 見てきたら、ちょっと。

○ せめて施設の外に出てもらったらいい。それは市役所の判断だろうけど。

○ お願いはしたんですけども最終的に。

→ それはそれで、やっちゃおう。進めよう。

→ ニーズというか必要性はあると思ってるんです。実際今、若い人が釜に来たところで、手配師の車に乗っていくかということ、ないです。中々。個人的に出会って若い人に相談を聞いたら、サポステであるとかルシアスを紹介することもあります。今後、そう思ってるんで聞きたいんですけども、今あるエルおおさかなりルシアスでやってはるこの実績とか、状態で相談を受けてはるのか。それがどういう風に次につながっているのかの規模が知りたい。それから、もしセンター建替えてそこに新しい機能を加えたら、そこにまた同じものを考えるのか、そうやったらダブってきますよね。あるいは場合によってはそういう機能を集めてくる可能性があるのか、ないのか、ということも考えられるんですけども、そのためにお聞きしたんですけども。

○ 相談規模等の利用状況については、今手元にありませんので、ちゃんと調べたうえでご報告をさせていただきます。どういう機能が必要かということは、今日以降、新しい機能、特に今まではセンターとして本来業務をどういう風に充実するかという話だったと思いますが、新しい、付加する、あるいは連携する、活用するといった内容になると思いますので、そういう視点で皆様方にご意見をお伺いしたいということをご理解いただきたいと思います。

→ 釜ヶ崎の労働者の就労がはっきりしてないのに、あちこちと手を伸ばしたってしゃあ

ないんちゃうの。労働者が幸せにならなあかんでしょ。置いてけぼりあかんよ。

○ 釜ヶ崎の労働者の話しは、この間職業紹介の話しとかやってきた。

→ 具体的にどうやって労働者が中間搾取のない仕事につけるか、一番肝心なこと論議できてない。詰めてないやん。

○ それは前にもやりました

→ 詰めてないやん。どないすんの。

○ 先ほども、ちょうど委員が退席されてたときやと思うんですが、日雇い建設労働のあり方については、また回を改めてしっかりやりまますという話しをさせていただいているので、そこでやりましょう。よろしいですか。

→ この質問については答えてくださいよ。

→ トイレにいつてる間に説明しようというのを伸ばしてあげたんやから。先にして。

○ 委員からも前回ご質問いただいておりますので、お話をさせていただきたいと思えます。まずセンター1階駐車場であいりん職安の方は従事者証等々を確認しているのかというご質問と建労法が今も生きているのか、有効なのかというご質問をいただきました。これは駐車場の件にも絡みますので、この質問から先にご回答させていただきたいと思えます。建労法におきましては、一定の区域内、全国に8箇所あるのですが、大阪では西成区内、事業主が従業員の方に建設労働者を募集させる場合、こちらにつきましては建設労働者募集従事者証の交付を受けて、従業員に携帯させることが必要ということが謳われております。その一方であくまでも厚生労働省の見解なんですけど、西成労働福祉センター、山谷労働センターに事業所が求人募集の登録を行って募集をされる場合、求人条件等確認をしてチェックを行っていることということから直接募集に当たらないという見解が出ております。センターの1階の駐車場で西成労働福祉センターの登録をされているプラカードを掲示している事業所については、従事者証の携帯、持参がなくても募集は可能となっております。もちろん携帯してても募集は可能なんです。委員のおっしゃってる部分であれば、プラカードを持っている部分については、あいりん職安としては従事者証を持っていますかという確認はしてないということになります。ただし、センター内で西成労働福祉センターに求人を出していなくて、プラカードなしということであれば、当然持参をしているかどうかの確認は必要になるという形になります。委員今の説明でご理解いただけますか。

→ 理解できない。脱法行為と違うの。

○ 脱法行為というのではなくて。

→ 法律どおりにやってよ。それだけ言っとくわ。納得してないよ。

○ その辺につきましては、皆さま委員のご意見も含めながら考えてまいりたいと思えますのでよろしくお願い致します。委員、今の説明は、よろしいですか。

→ 一応お聞きしました。

→ 今のにちょっと質問させてもらっていいですか。従事者証がなくてもセンターに登録していれば募集がOKという範囲はどこなんですか。

→ センターのところか。交差点か。

○ センターに登録された部分につきましては、どこでもいいというもんじゃないので、現実問題は、センターが管理しているところ、敷地内となります。

→ 敷地外は違法ということですか。

○ 敷地外は従事者証を持たないといけないという形になります。

→ 従事者証を持っていればOK。

○ 従事者証を交付していただければOKでございます。

- どこでもという訳じゃないでしょ。
- どこでもじゃないです。指定されているのが、西成区内に限ってですから、西成区内を出られると、逆に事業主が直接募集される分には従事者証はいらない。建労法上は、西成区内に限っては、先ほど言いましたが全国で8か所だけ指定されてるんで、西成区内が指定を受けてるんで。
- 区外であればいい訳ですね。
- そういう形になりますね。区内でやる分については従事者証を持っていないといけない。
- それで求人カードは敷地内だけ有効ということ。
- センターに登録しているということで求人者のチェックをしているので、という意味でございます。
- 昔80年代にピーク時で400台くらい来てた時代だけでも、要するにセンターでは賄いきれないということで周辺いっぱい道路、霞町から車で溢れ出とった。花園町の交差点越えてまで。その頃この問題も一回お話ししたんだけど、その頃はセンターを軸に100メートルとか50メートルとかは忘れちゃったけど、いろいろ話があった。そのエリア内は丸ですとか。それはセンターが賄いきれなかった当時は。今の話では拡大解釈すると西成区内ということだよ。
- ちょっとそれは解釈はおかしいと思うな。そもそもなんでこの法律ができたかというとな、中間搾取の排除なの。中間搾取を排除するという意味でプロの手配師が天王寺の駅とか梅田の駅とか含めて人を集めるのというのをね、それを禁止するという意味で、地域外に出たらなんでもいいという話しになるとちょっとおかしいと思う。だから就労経路を明確化して、ちゃんと中間搾取がない、職安法44条違反だからこれ駄目で、ただ西成だけはOKだよと、従事者証を持っていたら、これで就労経路がはっきりするからいいということだから、時代が変わって、言わないけどね今の官僚がどんどん解釈を変えていくというのは構わないけど、結局西成だけ持ちなさいという禁止規定になって、それ以外は何をしてもいいという話しになるじゃないですか。ちょっとそのやり過ぎだと思う、その解釈は。ついでに質問したいのは、ルシアスのハローワークと阿倍野の職業安定所のそもそもの役割分担とかエリアとかはどういうことになってるのかと。ルシアスの設置の意味がもうちょっと不鮮明なんで、それと聞いてたら阿倍野職安そのもののようなものもあるし、だから阿倍野職安はなくなっていると思っていたんだけど、阿倍野職安はちゃんとやってますよってことになって、ルシアスもちゃんとやりますよという話しであって、それともう一つあいりん職安と三つもある訳だから、近隣エリア昔は南大阪半分は、要するに環状線の外の南半分は阿倍野職安の所轄という話しがあって、3つのバランスの中で将来のあいりん職安どう作っていくのか、位置づけは日雇職安だから設置されている訳だからね。それを外すと逆に言うたらいらなくなるだろうとか、そうなる訳だから。逆にあいりん職安立派なものを作ったら、それこそルシアスいらんのちゃうと。ルシアスが新しいセンターのところに建ったら、ルシアス持ってくるとかいうぐらいの話しもね。同じことになるでしょう。だから阿倍野職安とルシアスの職安の設置の意味を教えて欲しい。
- 設置の方は元々は阿倍野のハローワークが文の里のそばにあり、庁舎が古くなったので、建て替えをしないとということで、仮移転をしたところが今のルシアスに入った。ルシアスに入って3年ほど工事を行って、新しい庁舎が建った時に、あちらの庁舎でやってたときに色々その中でコーナーができました。若者利用ではないですが、若者ハローワークというのができて、非常に天王寺で利便性がよくて、今度戻るときには、元々

あった敷地内に庁舎を建てても、利用者があれば入らないということで、阿倍野のハローワークの出先機関みたいな形で一部が残ったのがルシアスの庁舎ということになります。

→ 担当エリアというのは、どうなってる。

○ 阿倍野のエリアと同じです。管轄は同じ形になります。リーマンショック前に建てかけていた分だったので、その庁舎自体が仮移転から本移転に代わるときに、かなり利用者が多くなっていたことがありましたので、そのままルシアスに一部の職業相談、紹介のコーナーだけを残して、他の部署は建替えられたところに移ったというのが経過です。これが平成25年です。

→ ルシアスで認定支払いしてるでしょ。

○ ですからルシアスの方では、失業の認定とか雇用保険の受給の取り扱いはやってないんです。

→ 5、6年まえに行ったときはやってたよ。

○ そのときは仮移転庁舎で、今は文の里の方だけでやってる状況です。

→ サービス部門に特化している訳だ。

○ そうです。ルシアス庁舎というか、分庁舎みたいな形でとご理解いただいたら、分かりやすいかも分かりません。

→ もしあいりん職安の建替えをして、皆さんの要求が通ったとしたら同じような性格になるでしょ。ルシアスと。ある意味で。

○ あいりんの職安は労働所ということになっていますんで。あいりん労働公共職業安定所になっています。

→ だから日雇いの職安専門という話しになるでしょ。一般的な要求は受けられないという話しになる。若者や女性の問題をしてくれる言うても。女性の日雇いがあれば別よ。それは受けられませんよと、要するに公共職業安定所の日雇い職安としての専門性があるから、そこだけしかできませんよということになる訳でしょ。

○ あいりん職安だけを捉まえたらそうなります。

→ 職安の建替えに関しては、もう今の機能に関わらず、今の位置付けでそのまま再生されるということか。

○ 今後のことをおっしゃてるんですか。

○ 本設のことでということですかね。あいりんの労働職業安定所については、そういう形になります。

→ 何か思惑があって、私が言うたら国の方はそれを認めてくれてあいりん職安の中に日雇い以外の要素が入った職安が出来るとかいう自信があればいいけど、それ以上出来ないということであれば、国に要求を受けてもらうという議論が最初から駄目になるじゃない。それが実現できるような水路を付ける方向性で議論をしないと、いろいろいったけどやっぱり駄目でしたねということになる。

→ 職安の話は、前も私労働職安なのか普通の職安なのという話しやねんと言うてました。今のご説明、新しい機能のご説明というのは、こういうものがありますよ、センターの機能について新しいものを付け加えたらどう、そのときにネットワークはどうのこののの言うてはりますけども、センターへ若者が年間30人来るんか10人来るんか知らんで、なんぼ想定してるんか知らんけども、その時に、これをネットワーク機能としてあてこんで使いますか、それともセンターの考えとしてこれに似たようなもの府と頑張るって自前の中で作ろうという気がありますかと、こういう話やわな。

○ そうです。

→ センターの中でこの機能を使えるかどうかということやんか。作るか、それとも利用させていただくか、その時に何人規模で想定しましょうか、という話やと思ってたけど。

→ またあいらん職安は責任逃れするんかいな、センターに任せて。

→ この際だから職業安定所が機能を拡張して、不安定労働者は日雇い労働者だけじゃないからね。いろんな形の不安定労働者が生まれてきてる訳じゃない。派遣とか、契約社員とか。そういうことは一般職安でやってますよって言うけど、ほとんど漏れている。そのための職業安定機能も少ないし、昔からある日雇い労働者というものも残っているけど、将来日本の労働市場は大きく変わってきて、みんな不安定労働者になっていく訳だから、そういう意味でこの際立派な職安を作るべきだと思う。そのために努力してもらわないとあかん。支払いだけしてるという話だけじゃなくて。せっかく職業対策課が来てるんだから労働政策の意味でこの職安をどう活かしていくかというプランニングをすべきだと思う。今がチャンスだから。今までどおりのことをやりますではなくて。整合性があるから一般職安を持って来ようと思ったならルシアスのことをどうするかといった具体的な話になるから。ルシアスを全部持ってきて建替えるぐらいのことをやった方が将来絶対いいと思う。あそこは大阪市の貸しビルか。

○ あそこはテナント料高いんですか。

○ まあそうです。

→ 借料払うんなら、将来を考えたらちょっとぐらいお金をつぎ込んで、せっかく今までの土地も権利もあるんだから大きな職安を作ったらいい。ペイするやん、20年30年経ったら。

○ ご意見としてはお聞きします。

→ 今紹介された内容が大阪府も労働局も現状としてこちらとこちらでやってますと、これを利用して下さいねという話なのか、将来的にセンター建て替への労働施設の機能の中にもしかしたら取り込んでいくかもしれないということ踏まえて出してるのか、可能性がなかったら議論できないので。難しいところやけども。今日示していただいたご報告というのは、そういう可能性も含めての話なのか、それは何とも言えないのか。

○ もちろん可能性も含めてです。ただ、これから規模とかね、先ほどお答えもできないもできませんでしたが、本体でやってるご相談などの実績を踏まえて、現状センターでどういう風な対応してるか、新たな機能としてどう見るかというのは、これから検討していかないといけないと思っています。

→ それは労働局が言わなあかん話や。

→ 全国から不安定な労働環境の中で仕事にあぶれたりした人たちをあいらん地区が受け入れてきた訳じゃないですか。これまで、長い間そうだし。これからもそういうのをしっかりと受け入れられるようにしていけば、今いる人たちもそうだし、これから来る人たちもそうだし、地域もちゃんと生活ができるという地域としてさびれていかに済むと思うんです。そのためには将来的な展望というのがやっぱり必要な訳でしょ。今いるんなところで、建設の労働者なんかも高齢化しちゃって次の世代がない、入ってくる若い人たちもいるけども、そういう仕事に就けない現状がある訳で、だったら労働福祉センターが現場に入るための職業訓練などをきちっともつとやれば、現場を知っている労働者は体が動かなくなってもいっぱいいる訳だから、そういう人たちをもつと活用したものをやっていく、役所ができなかったら役所じゃないところを使ってでもやっていく。そういったシステムを作って行けば、若い人たちがあいらん地区にも定着したりすることもできる。そういうものを作っていく。そのために労働局にもシステムを応

援していくような形で動いて欲しいなと労働者の側からするとそう思いますけど。そういうのを皆さんに是非考えていただいて、まちを若く活性化させていく。年を取った人たちを追い出すのではなく若い人を取り込んでいき、まちを活性化させていく、そういう方向で考えて欲しいと思う。

→ 現状はどうするの。現状は悲惨やで日雇い労働者。将来の展望はいいけど今どうするの。みんな困ってるのに労働者が、職安に言うてるんやで。

○ 先の委員の話しにコメントさせていただくと、その方向が非常に大事だと思っていて大きな転換期だと理解している。建設産業自体が急激に衰退することもないし建設労働需要もそんなに減ることないとしても、日雇いという働き方自体減少していく可能性は高い、常用化という正規雇用になる形になればいいんですが、そうはならない。別な不安定雇用が相当増えていくこともあるだろうと思って、そういったところを見据えてどう対応していくのか問われていると思う。それから若い人たちとか女性、中高年の建設以外のところでも不安定な人たちがいる訳で人々をしっかりと受け止め、新しい受け皿をどう作っていくのか、そのためには大阪府、労働局からご紹介いただいた現在あるの取組みをここに別な形で持ってきて欲しいなと期待したいと思っています。ただ公的な部分だけで支援の事業が展開できるとは全然思っていないくて、もちろん労働福祉センターにも今までとは違う役割、プラスアルファで新たな機能は必要だし、それだけでも無理だと思って、あいりん地域以外でいろんな面白い就労支援の取組みをやっている団体があるので、それらを含めて学ぶことも必要。

→ 労働職安の労働をとって一般化する、あるいは労働と一般を併せてやるというのは実務的には厚生労働大臣がそうしましょうかと通達出したら済むのか、誰が言ったら看板が立て替わるのか。

○ 決定権ですね。

→ 委員会を通して決めるのか、どんな手順になるんだろ。

○ 厚生労働省の組織規則の中で全部決まっています。業務をする内容は全てそこで決まっていますので省令改正が必要になってくるでしょうね。法律的な話しをすれば。労働の職業安定所の方で一般のハローワークができるのか、名称変更できるのか、具体的な話としては労働政策審議会などで審議をしたうえでという流れになってくるかと思えます。

○ 私も前から思っていて、労働福祉センターも変わろうとして、何か付加機能を付けようとしている、医療センターも変わろうとしている、住宅もファミリーを入れるようにしている、どこも本設に向けて新しいことを付け加えようとしているときに、職安だけが建物はきれいになったがそのままだというのは、それはみんなが納得しないのではないかな。

→ 納得しないとしたら、この施設部会とか本会議の方で厚生労働省に要望書出すの。

○ 場合によってはそうなるでしょう。

○ みなさんが一致すればそういうことになるかも知れない。

→ 出そうよ。

○ 全然反対じゃないですよ。

→ じゃあ出したらいい。

○ まだそこまではね。中身を検討しないとイケないので。

→ 市長と知事名で要求してもらったらい。この会議で要求したって、何ですかと言われるだけだから。そこまでやらないと。

○ 一定の手続きをきっちり踏みながら形を作って厚労省に持っていけるような話しを

しないといけない。

→ そういうことをして欲しいから、私は申し上げてきたんです。

→ この会議で話しが進むのは進むんだろけど、今日は町会関係の方が少ないんだけど、地域として今後センターの敷地に新しく建替えるという話しの前提で、まだ北か南かという話しは残ってる訳で、駅前には別ものができて、労働施設は南側に下がるみたいな暗黙の何かがあったりするねんけども、センターの跡地の中にどういったものを作るかの中に、例えば今出てたような今現在日雇いで生きている人たちが、あるいは散ってるけども、もしちゃんと安心安全できるような機能ができれば帰ってくるよ、ここが必要やという人もいてはと思うんで、これは日雇いという形で生きている労働者には必要な場所やし、ちゃんとしてもものを作らんとあかんという一方で、時代の流れの中で、ここに当てはまらない層で仕事を求めている人もいっぱいいるのも知っている。で彼らのことを今心配している訳で、そのことも含めてこれからの建替えの話しをしていくってことに、例えば地域の人たちがそれを良しとするのか、どうかというもの出てくると思うんですよね。また労働者を連れてくるのか、若いのを。そんなの必要ないという意見があるかも知れない。

○ 今までと無縁状態の人が来てたけど、一般の職安機能みたいになるとちょっと違うんじゃないかな。

→ そのとおりだと思うんですけど。萩之茶屋連合町会があまりにも色が違い過ぎる部分も抱えて、一つにまとめるのはかなり難しいというのは感じています。言えるのは反対とか言う声は言い易くて声が大きくなる。賛成する人は責任感を負わされてしまうという形になってしまって発言が少なくなる。そこをなんとかしたいと萩之茶屋1丁目、2丁目、3丁目の一部と太子の一部の人たちは労働者と一緒にまちのなかで生活したから分かるけど、他の人たちは、反対、お前ら責任取れるのか、という話になり、賛成とか思ってる人が言い難い。労働者と一緒に育ったまちなんかどうかで変わるんで、連合町会を1個にまとめるのは難しい。14年やってきて排除のないようにという形でやってきて、だいぶ変わってききましたが、根っこの部分では残ってるんじゃないかなと思います。ここ最近町会の人が出来ないのは機能の話しは私ら分かりませんということで、それは悪気に来てないではないと思う。今の話しに対して言うなら、丁寧に反対される人に説明するなり何とかしていかないといけないのかなと。反対は簡単なんです。賛成して考えようとする町会長さんが苦しむ状況になっていくんじゃないのかなと思います。

→ 今のどういう機能で新しい人を呼ぶ、労働者が新しく来るようなシステムを作るとまた混乱が起きるみたいな心配と同時に、新しい市営住宅に新しい人を入れる言うても、本当にそれは可能なのかということを誰も検証していないよね。最近具体的な絵が見えたじゃないですか。ここに森を作ってどうのこうのという。そのときに思ったが、今第一住宅は5階から上、第二住宅もほぼ1階は店舗や、ガラガラであろうと、今度よう考えたら1階も住宅や、1階から人が住んでいる状態、これはえらい違いやで。今でも露店やって最近また激しくなって朝っぱらから西側に車が3、40台ずらっと並んで方々から来た連中があそこでワサワサ朝5時、6時からからやってる訳で、今は5階から上が市営住宅やからまだいいけど、今度は1階窓開けたら横の道路で露店をやっているということはどうなのか。

○ 市営住宅1階は駐車場と集会所で住居はない。第二住宅は、まだこれからですけど。

→ 1階には人間は住んでない。この間の駐車場は横になかった。

○ 駐輪場です。

→ あれ駐輪場か。1階は人が住む空間はないということやな。私の心配よりも1階分多

少緩和される訳やな。ただそれにして、この間委員からも森もフェンスいらんよねって言うてたけど、じゃ森は解放して建物の敷地とはどう境界すんねん。普通の市営住宅みたいに、何か花壇みたいなもの植えただけで、あそこに共有の広場作る言うてたよね。そこの管理はどうするのみたいな話しになってくる。その辺の説明というか何か、どうも他の空間、地域とは違う市営住宅になりそうやねって思ったときに、じゃ南側に従来労働施設持ってきた方がいいと思ってたんやけども、ひょっとして北側にせんと市営住宅とのバランスが悪いかなとも思ったんやけれども。

○ そこは私も少し気にしてたんです。

→ そこらへんは早く意見集約できるように、まずは配置図をこしらえてみないと。とことん行ったところで反対論なんか出てぐじゅぐじゅにしたら、話しにならへんようになるかも分らんで。

○ 結構難しいんですよ。

→ 今日大阪市の人に来てんの。今の第一住宅出ないという人が複数いてはるよ。どうすんの。一人ちゃうよ。

○ それは住宅の部会の方のことなので。それについては一切知らないんですけどね。住宅関係の方は今日は来られておりません。労働部会なので。

→ 区役所の職員は。

○ 区役所の方はもちろん来られてます。

→ 住宅の人はいてないの。

○ 住宅の方はいないです。

→ 前のごたごたで中に入れないんじゃないの。

→ 言うといてよ。だったら誰か知らんけど、呼んでこうか、ほんだら。住宅関係の人。おるんか本当に。

→ 企画調整の人ってことでしょ。忙しい人を中に呼ばんでもいいでしょ。

○ 委員の質問に対する回答が、まだありますよ。

→ 大阪市の企画調整の人いてる。市営住宅を出ないという人が複数いてるよ。

○ それはここの議題ではないので。

→ 企画調整の人に伝えてもらうという意味では、おもての騒ぎがあるから入って来れないでしょと言ってるの。

○ 住宅のところでしっかり議論いただいていることなので、労働の方からそこに介入するのはよろしくないと思います。

→ 地域のまちづくりは多岐に渡ってるよ。

○ 委員から出た質問にすべて答えてないですが、答えていただきましょうね。

→ さっきの書いといてよ。市営住宅複数の人が出ない言うてるけど、その人たち無理やり追い出すのかって、追い出したらあかんよって言うといて。

○ 委員の方からありましたあいらん所で日雇い求人、他所の求人が見れるのかというご質問でございました。

こちらの方は、あいらん所自身が、ルシアスや他のハローワークと比べますと、求人検索のシステムの機能が違いますので、結果的に言いますと、あいらん所では見れないという形になります。前回お話しさせていただいたように、あいらん所でやってる常用化促進の事業で、ナビゲータが来て就職の相談をする際に携帯したパソコンにデータを入れて持って来てるというのは、それが理由でございますので、見れない形になっております。ただし、あいらん所も求人努力とは言えないと思いますが、2月に1件上がったというのがございまして、他所の方でも日雇い求人を受けたという実績はないんです

が、他所でもし求人を受けた場合は、あいりん所には必ず連絡が入るようにシステム上は繋がっていないので、そういうところはさせていただいているので、そののところでご理解をいただきたいと思います。

次にご質問をいただきました日雇い労働者の常用就職支度金、こちらの方が10年間ぐらいもし数が分かればということでもございました。こちらの方は文書の保存年限により、データにはちゃんと数字が入っておりませんで、平成23年度までの数字しか確認できておりません。平成28年度が4件108万円、平成27年度2件54万円、平成26年度1件27万円、平成25年度1件27万円、平成24、23年度は実績がございません。この金額の方なのですが、例えば平成28年度が4件108万円となっておるのは、日雇いの方が常用就職して受け取れる常用就職支度金、こちらの方は日雇い受給日額が、1級の方で7,500円が日額。これの36日分ということになりますので27万円。2級の方であれば6,200円が日額で22万3,200円ということになります。

支給の用件の方なのですが、日雇いの手帳を所持している方、受給資格がある方、一般の就職が決まったときにおいて、45歳以上の方、ハローワークの紹介で1年以上雇用される就職であるというのが条件になりますので、こちらの条件に該当された方が常用就職支度金が日雇いから常用に変わったときに受けれるという形になります。

次に常用就職促進の相談窓口の実績ですね、わたくしの方で前回ご説明したんですが、ちょっと相談件数等ははっきり分かってなかった分がありますので、再度件数だけお伝えさせていただきたいと思います。28年度は相談の件数が29件、事業所ですね企業を紹介した件数が32件でございます。その中で就職件数が8件あがっております。その中で手帳を所持されていたのは3名、西成労働福祉センターでの技能講習受講者は5名おると伺っております。直近ではナビゲーターがいつ来たのかということで、今日段階でご説明させていただきますと6月は1日と6日にあいりん職安の方でご相談を受け賜っておるということでもございます。以上でございます。

→ 一つだけ質問いいですか。今の説明の中で原則ハローワークで紹介を受けたうえで、1年以上就労するというのが条件と言ったけど、現実的にあるのは社会保険の問題で日雇いから常用に移行する人も出てきてるんですね。こういった場合ハローワーク通してないんやけど、日雇いからそのまま行ってた会社に常用労働者として切り替わったときは適用されない、されないんですね。私も調べてそうだったのでなんでかなと思った。あくまでハローワークを通さないとあかん訳やね。

○ 紹介を受けていただいてということですか。

○ その方はこういう制度があることを知らなかったんですか。

→ 私が調べてみたら、今説明されたことが書いてあるから、これはなんでやろと、ずっと思ってた。

○ 要はもっとしっかり周知してねということやね。

→ あなたは常用になりますよ。日雇いじゃありませんよ。常用にしてくださいね。と言うときながら、常用になっても何の手立てもないというのは、これはおかしいんちゃうか。結局本人は諦めますよ。

○ いったん職安に求人出してもらって、それを通していく形が出来るのであればもらえることになりますよね。

→ ちゃんと説明しないとあかんわな。

○ もうちょっと周知ねしっかり。

→ 私の傍でもいるくらいやから、いますよ諦めてる人。可能性はあるんですか。例えば

手帳返還してハローワークから紹介受けた訳ではないけども、常用就職に切り替わりました。ついてはという話しは、あり得るんですか。

○ 現行ではないですね。ハローワークの紹介というのが条件です。

→ あくまでも事業主は、いったん事業主としてハローワークに求人を出して、その求人を見て、今一緒に働いている人がそこに乗かってという手筈を踏まなアカンのか。

○ 結果的に出るか出ないかという資格の部分ではそういうことになります。現行では。

→ 手帳を持っていて受給資格がある方とあったが。

○ 受給資格がある方というのは、日雇いの手帳で保険を受けるためには、前月、前々月で印紙の総数26枚以上いるんですよ。それで資格ができ、この受給資格がある方というのは印紙の枚数が少なってもらえない月が出たら、その時に常用就職しても、それは受給資格者とは判断されないんでもらえない。

○ 日頃ちゃんと仕事が続いているということが条件ということね。

→ 一般の雇用保険でも保険もらいきる前に就職したら、支度金がもらえるけどもらい違ってからは就職しても出ない。

○ そこにリンクをしているんです。だから受給資格があって就職しときに残が1日でも残していないと、ということです。手帳の方の残が。

→ 1月で切れちゃう訳でしょ。資格が。

○ 酷な制度の気がしますね。

→ 探しているうちに資格が切れちゃうじゃないですか。

○ 常用雇用に近い人が常用雇用に替わるけども、不安定な日雇いの人が常用雇用に替わりたくても条件がいっぱいあって漏れちゃうそういう仕組みです。

→ 話にならないですね。

○ 44歳以下だと何であカンのですかね。

○ 一般の保険制度に準じていると思われま。一般の雇用保険を受けている方でも常用就職支度金が出るんですけど、それも45歳以上になってるんで。日雇いから替わるときもそれが基準にされた形となってる。

○ 一般の方は45歳以上に設定しているか分かりますか。

○ そこは私の方とは部署が違いますんで。

○ 技能講習を受けて常用化の方にベクトルが向いてる人は、むしろ20代30代ですかね。建設労働者ね。

→ 離職率が高いからその分に何回もやってたら得するって言ってるんじゃない。

→ 日雇いで現場に行ってる人が常用化されるのは同一事業所でしょ。雇用形態の転換ということで同一事業所を一旦退職したかたちにしてまた再就職して会社も理解して一度打ち切って職安にすぐに求人を出してもらうテクニカルな形でやれるものなのか、これは雇用形態上、同一事業所で雇用形態が変わっただけで雇用が継続してるということで支度金はできないという風に解釈されるのか。

○ 職業安定部の雇用保険課が所掌しておりますので、またお調べしてご報告します。

○ 今日いただいたいくつかの質問、途中で止まってしまったような議論もあるんですけども、次回も基本今日と同じテーマでやって行こうと思っていますので、例えば労働局、大阪府の方での、この間の就職困難者向けのいろんな支援がありましたが、それをどういう風に我々として変えていくのかという提案、これを今日いただきました。それをさらに今後議論を深めていくような話、そして民間ベースでも面白い取組みがあるんでね。もちろん行政が要らないという意味ではなく、行政と民間が上手に関係を作りながらどういう風に取り組んでいくのかという議論もしたいと思っています。それから今日は出

なかったんですが、大阪市さんの方でも大阪市就職情報プラザ、これは地域就労支援事業の関係でできているものですが、基本就職が難しい人をサポートするということになっています。この辺りの情報も実は欲しいんですよね。区レベルで地域就労支援を取り組みされているはずなので、ちょっとその辺のこと何方か担当の方に、ここでご報告をお願いできないかなと思っているんですが、よろしいですかね。あともう一つ就職困難者の自立支援と生活保護受給者の就労支援についても区役所、そして労働局が一定連携しながら取り組んでいる事業になっています。その辺の実態も少しご紹介いただきたいという風に思います。この辺りになってくると少し民間の団体との連携の中で取り組まれている訳で、その辺のところにしてもデータを出していただければ、資源としてたくさんいろんなものがあるんだってことが分かるので、議論も更に深まっていくのではないかと思います。そして委員からいただいた回答に関連して、また少し労働行政のあり方の議論も出ましたが、宿題もちょっと出ましたので、それは労働局さんの方で次回に回答いただければと思っております。私の方からは以上ですけども、あと何かありますか。

→ 冒頭のこととは別にといいか、先ほども言いましたが、この会議の公開性っていうのがどうなのかっていうのをちゃんと考えた方がいいなと。以前も言いましたけど、うちとしては傍聴があってもいいんじゃないかと意見としては言わせてもらってます。それと議事録も、これもいろんな事情があるんだろうけども、うちとしては記名でも全然構わない。発言者のね。ということも以前お示ししたと思うんだけど、この辺もこの会議の中で、いろんな形で知らせていく努力をそれぞれがするべきだと思っています。わし等も力が足りませんが、努力はしています。でも結果的には届いてないのが現実なんです。いろんな情報、それから意見交換、なかなかできないのが現実で、そういう中で物事が目に見える形で動いているということに危機感を感じる人も出て当たり前だと思う。やっぱりそういうことも含めて情報の公開のあり方であるとか、今動いていることについて透明化していくということは、どこまでできるのかっていうことは、やはりここに参加している委員を含めて考えた方がいいんじゃないかなって思っています。今すぐ結論ってことは求めませんが。

○ 今日みたいな議論をああいって怒号の中でできるかなって思ったけど、私は出来ないと思いますよ。今静かになって話ししたからいい話しになってきたと私は思ってるんですけど。

→ 怒号というのがもしあるだとすれば、それはできませんけど。それが本当に話し合いの場があって、なおかつ傍聴が出来る環境があり得るのかも含めて、それこそ可能性も。

→ 入れへんから大きい声出してるだけやで、何言ってるの。

○ 彼らのこと言うてるのと違う。過去のまちづくり会議での場の話しのことです。

→ あれはあれでよかったんじゃないの。

○ あかんとは言うてないですよ。私はあれには一切関わってないので。

→ 色々な意見を言って物事決めていかないと、上手くいかないよ。逆に秘密のことで同意してると言われたもくもないし。僕が何か言って、お前が何か言われたくないし、だからそういうところは配慮して欲しいし、だからオープンでやってきたことで、その中で進んできている訳だから物事、そのことは受けて立たないとできないよ、それは。彼らは彼らなりに意見を持ってんねんから、彼らと離れてどっかで決めたら、関係ありませんという話しにならんから、やっぱりそこは行政は受けて、交通整理はしてもらわんとあかんけど、その交通整理のレベルの話しやからね。

→ 基本的には賛成やけど、冒頭確認したように、どこまで遡った議論を認めるのということや。耐震の方がまだええ言うて、何で耐震せえへんねんとか。何であの場所にしたんや、あそこは認めへん危ないやないかってところまで戻ってしまっ、それを前提にして傍聴を認めたら、そういう野次が来てしまう。何でそこまで話し戻さんねんって議論になってしまう。

→ 労働者が何で幸せになるかって考えてるねん。外の人。それだけの話しや。

→ センターでまちづくりの会議の集会をやった訳でしょ。

○ あれはすごく良かったと、私は誇りだと思ってますよ。果敢にやったんですからね。

→ だからああいう形で彼らとかが参加できる場所も並行してやって、彼らが文句言えるような場所も作って、上手いことやるってことも必要なんじゃないの。ここの閉鎖性を守ろうとか言うても無理な話し。物事を現実化していくともっともっといろんなことがある訳だから。

○ もう一回言いますけど、2015年に5回あれだけの規模でオープンでやったっていうのは、私はこの地域に残る快挙だと思ってるんです。でもあの時にこういう一人ひとりの議論の中に入ってきて、怒号を飛ばすわ、ビラを配って回るわというような具体的な行動をされると、既に言ってきたことと議論の中身と合わせて、とても收拾ができないと思ってるんですよ。

→ 何でそんな気がなるの。俺全然気にならんよ。

○ できないですよ。今日はそんながなかったから、いい話しになったじゃないですか。

→ 全然今日は。

○ 委員がやりたいあいらん職安の話しだっ、いい話しになったじゃないですか。

→ 今の話し聞いとたって釜ヶ崎の労働者はひとつも幸せにならないよ。センターが建て替わったってならないよ。

○ そこへ繰り返してると今日の話しにならなかったでしょ。繰り返しじゃないあいらん職安の話しをしたから、いい話しになったじゃないですか。

→ 何がいい話しや。それはあんたがそう思うだけや。

○ 重い課題だと私は受け止めています。親会議の関係もあるので、ここで決定ということとは難しいんですけども、今後どうするかについては、親会議のレベルで検討いただくいう風になるかと思えます。それともう一つ地域の人たちに対する説明の機会をもっと増やすというのは、それはそれで非常に大事なことですし、前にやった説明会の第2回目を日にちはまだ決めていませんが準備を進めているところだと、聞いています。それと労働検討部会については、当然議事録はちゃんと大阪府、そして区役所のホームページで見れるんですけども、それだけでは十分足りないの、もう少し地域の人たちのいる場所で見れるような工夫を考えたいという風に思えます。今私が語れるのはそれだけです。また具体的な提案をいただきたいと思えます。引き続きこれらを議論したいと思っています。

(6) 報告事項

○ お陰様で南海電鉄高架下の外壁、床の整地工事6月30日をもちまして、これまでは事故なく無事に進めさせていただきました。来週で一定終わります。また、引き続き次は、あいらん職安さんの部分始まってまいりますので、またご協力をお願いいたしたいと思えます。前回あいらん地域まちづくり会議、親会議の方で仮設のところのシステム、要は防災設備、スプリンクラーであったりとか、出入り口の確保とかをきっちりしなさい。そういう視点はあるのかという厳しいご意見がございました。現時点では法上そこ

までの設備はいらぬということになっておりますけども、安全安心を確保するために替わるといふことから、至急検討に入らせていただきたいと思っております。また、一定まとまりましたら労働施設検討会議の方でご報告させていただきたいと思っております。

→ 騒音はものすごいよ。センターでゆっくりしている人が、ゆっくりできない。

○ 騒音も振動も委員のご指摘のとおり検討させていておりますので、またご報告させていただきます。

○ 第7回目のまちづくり会議のときにも、仮移転先の整備工事を行いますよとことごとく報告申し上げたと思っております。予定では7月の1日からあいりん職安の仮移転先の整備工事を行う予定といたしております。まちづくり会議の中でもお話しさせていただきましたが、近隣住民等にはご迷惑をおかけすることになるかと思っておりますが、ご理解を頂戴したいという風に思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。近隣する町会等には来週ご案内を改めてご案内をさせていただきたくて予定で、業者の方と話しを進めておりますので、この旨につきましてもご了承いただきたいという風に思っております。

→ 委員がおっしゃっていた昼休みをきちんと取ってくださいという意見も含めて、近隣のサポートハウスにお住まいの方々からも苦情が出ていまして、終わるのが5時に終わらず、それ以降もまだしている。ほこりもすごく窓も開けられない状態なので、昼休みや終わる時間は、近隣の方のことも考えていただきたいとお願ひされている。

○ すみませんでした。

○ 今のご意見もきちんと踏まえて、工事を進めていただくことでよろしくお願ひいたします。

○ 第19回会議の議事要旨については、また区のホームページに掲載させていただきます。

なお、第19回会議の議事概要の修正は6月30日までにご連絡いただきますようお願いいたします。また、第18回の議事概要はホームページに掲載済みです。次回は7月28日金曜日に開催させていただきますので、よろしくお願ひいたします。